

産業廃棄物処理施設維持管理記録

2026年 1 月度

(対象期間 2026年1月1日 ~ 2026年1月31日)

バイオマス焼却設備(利根川事業所)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	2,289.9
廃プラスチック類	450.3
紙くず	4.1
木くず	8.8
廃油	0.7
合計	2,753.8

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2024年8月28日	8月16日~8月28日 焼却設備止転整備
2025年1月6日	12月27日~1月6日 焼却炉止転整備
2025年8月28日	8月16日~28日焼却設備止転整備
2026年1月6日	12月26日~1月6日 焼却炉止転整備

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突	
(2)排ガスを採取した年月日	ばいじん:2025年12月17日、その他:2025/11/12	
(3)測定の結果の得られた年月日	ばいじん:2026年1月8日、ダイオキシン類:2025年12月19日、その他:2025年11月28日	
(4)測定の結果		
項目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}
硫酸酸化物	0.02 (m ³ /h)	39.5 大防法
ばいじん	<0.003 (g/m ³) ^{※1}	0.04 大防法
塩化水素	<1 (mg/m ³) ^{※1}	700 大防法
窒素酸化物	140 (cm ³ /m ³ (ppm)) ^{※1}	250 大防法
ダイオキシン類	0.000043 (ng-TEQ/m ³) ^{※1}	0.1 特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫酸酸化物については、設計上の排出量

バイオマス焼却発電施設(八潮工場)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	2,460.3
廃プラスチック類	1,468.6
紙くず	1.2
木くず	7.7
廃油	
合計	3,937.8

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2025年5月1日~3日	焼却炉内清掃
2025年8月15日	吸収塔掃除
2025年8月16日	ボイラダストコンベア掃除
2025年12月27日	焼却炉内清掃

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	焼却炉煙突	
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類2025年9月16日、その他:2026年1月23日	
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類2025年10月28日、その他:2026年2月4日	
(4)測定の結果		
項目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}
硫酸酸化物	<0.031 (m ³ /h)	4.6 大防法
ばいじん	0.001 (g/m ³) ^{※1}	0.04 大防法
塩化水素	<1 (mg/m ³) ^{※1}	200 条例
窒素酸化物	100 (cm ³ /m ³ (ppm)) ^{※1}	180 条例
ダイオキシン類	0.034 (ng-TEQ/m ³) ^{※1}	0.1 特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫酸酸化物については、設計上の排出量

バイオマス焼却設備(尼崎工場)

①. 処分した産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量(トン/月)
汚泥	1,613.3
廃プラスチック類	267.0
紙くず	
木くず	0.7
廃油	
合計	1,881.0

②. ばいじんの除去(清掃)を行った年月日

2025年5月3日	
2025年8月10日	
2025年12月30日	
2026年1月4日	

※上記の他、ばいじん除去は連続で行っています。

③. 煙突から排出される排ガスの測定に関する事項

(1)排ガスを採取した位置	排気筒	
(2)排ガスを採取した年月日	ダイオキシン類:2025年6月3日、その他:2025年12月5日	
(3)測定の結果の得られた年月日	ダイオキシン類:2025年7月14日、その他:2025年12月22日	
(4)測定の結果		
項目	測定結果(単位)	基準値 ^{※2,3}
硫酸酸化物	0.03 (m ³ /h)	1.76 大防法
ばいじん	<0.001 (g/m ³) ^{※1}	0.08 大防法
塩化水素	2 (mg/m ³) ^{※1}	700 大防法
窒素酸化物	<1 (cm ³ /m ³ (ppm)) ^{※1}	250 大防法
ダイオキシン類	0.0085 (ng-TEQ/m ³) ^{※1}	1 特措法

※1: 酸素12%換算値

※2: 大防法→大気汚染防止法 特措法→ダイオキシン類対策特別措置法

※3: 硫酸酸化物については、設計上の排出量